

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
北大井地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 29 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体  
個人 1 1 6 経営体  
法人 6 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・「高原野菜」のブランド化を進めるとともに、多品目も含めて「儲かる農業」を確立し、農業の担い手・後継者の確保につなげる市内の直売所同士の連携を強化するとともに、多品目・少量生産などを通じて、地産地消の取組みをさらに進める。

以上